

平成 2 9 年生駒市教育委員会

第 4 回定例会 議案

平成 2 9 年 4 月 2 4 日

生駒市教育委員会

平成29年生駒市教育委員会(第4回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第6号	市内中学生熱中症事故調査委員会からの調査結果報告書について	1
報告第7号	生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第11号	平成29年生駒市議会第2回(4月)臨時会提出議案の意見について	5
議案第12号	生駒市社会教育委員の委嘱について	9
議案第13号	生駒市教科用図書選定懇話会の開催について	10

報告第6号

市内中学生熱中症事故調査委員会からの調査結果報告書について

市内中学生熱中症事故調査委員会の答申について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、別冊のとおり報告する。

平成29年4月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭



平成29年4月11日

生駒市教育委員会 殿

市内中学生熱中症事故調査委員会
委員長 笠次 良爾

市内中学生熱中症事故について (答申)

平成28年11月15日付生教指第423号で諮問のあった標記の件について、慎重に調査検討を行った結果、別添報告書のとおり答申します。

報告第7号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

平成29年4月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成13年6月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第6号中「別表」を「別表第1」に改め、同号を同表第7号とし、同表第5号中「別表」を「別表第1」に改め、同号を同表第6号とし、同表第4号中「別表」を「別表第1」に改め、同号を同表第5号とし、同表第3号中「生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）別表備考第8項に規定する要保護者等世帯」を「条例別表第2備考第9項各号に掲げる世帯」に、「条例別表」を「条例別表第1」に、「1子」を「第1子」に、「に0.5を乗じて」を「から3,000円を控除して」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号中「別表」を「別表第1」に、「第4号」を「第5号」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号中「別表」を「別表第1」に、「B階層からC3階層

まで」を「C2階層又はC3階層」に、「第4号」を「第5号」に改め、同号を同表第2号とし、同表に第1号として次の1号を加える。

(1) 特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、条例別表第1のB階層又はC ₁ 階層に該当する世帯において、当該特定被監護者等のうちの第2子である園児（第5号に該当する園児を除く。）	保育料の額の全額
---	----------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

平成 2 9 年生駒市議会第 2 回（4 月）臨時会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 2 9 年 4 月 2 4 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について）



議案第 38 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年 月 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史



専第 10 号

専 決 処 分 書

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する
条例

（生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正）

第1条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和25年4月生駒市条例第16号）

の一部を次のように改正する。

別表第2備考第8項の表イの項中「保育所」を「C₁からC₁₈までの階層の世帯において保育所」に改め、同表備考第9項中「C₁からC₆までの階層の世帯及びC₇の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額」を「C₁からC₄までの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、C₅及びC₆の階層の世帯並びにC₇の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は4,800円」に改める。

(生駒市立保育所条例の一部改正)

第2条 生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表備考第7項の表イの項中「保育所」を「C₁階層からC₁₈階層までの世帯において保育所」に改め、同表備考第8項中「C₁階層からC₆階層までの世帯及びC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額」を「3歳未満児に係るC₁階層からC₅階層までの世帯並びに3歳児及び4歳以上児に係るC₁階層からC₄階層までの世帯にあつては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、3歳未満児に係るC₆階層の世帯及びC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は9,000円とし、3歳児及び4歳以上児に係るC₅階層及びC₆階層の世帯並びにC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は6,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成29年度分の保育料から適用し、平成28年度分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第 1 2 号

生駒市社会教育委員の委嘱について

生駒市社会教育委員に下記の者を委嘱したいから、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 中谷 友美奈

委嘱期間 平成 2 9 年 4 月 2 4 日から平成 3 0 年 5 月 3 1 日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 藤尾 清司

委嘱期間 平成 2 9 年 4 月 2 4 日から平成 3 0 年 5 月 3 1 日

住 所 生駒市山崎町 4 番 4 4 号（生駒小学校）

氏 名 山中 賢司

委嘱期間 平成 2 9 年 4 月 2 4 日から平成 3 0 年 5 月 3 1 日

平成 2 9 年 4 月 2 4 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 13 号

生駒市教科用図書選定懇話会の開催について

生駒市教科用図書選定懇話会の開催について、下記のとおり開催したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

開催目的 平成 30 年度使用小学校道徳科用図書採択に係る調査・研究

開催期間 平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日

平成 29 年 4 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭